告　示

○生活保護法による介護機関の指定（585・地域・家庭福祉課）

○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止（586・地域・家庭福祉課）

○生活保護法による指定介護機関の事業の再開（587・地域・家庭福祉課）

○知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（588・水産漁港課）

○土地収用法による収用又は使用の手続開始（589・建設政策課）

○建設業の許可の取消し（590・秋田地域振興局総務企画部）

公　告

○特定調達契約に係る落札者の決定（北秋田地域振興局建設部）

○特定調達契約に係る落札者の決定（仙北地域振興局建設部）

秋田県告示第５８５号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の２第１項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の３第１号の規定に基づき、告示する。

令和８年11月20日

秋田県知事　鈴　木　健　太

名　　称	所　在　地	サービスの種類	指定年月日
居宅介護支援事業所さくら	横手市駅前町13番22号	居宅介護支援事業	令和８年７月１日

秋田県告示第５８６号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の２第５項において準用する同法第50条の２の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の３第２号の規定に基づき、告示する。

令和８年11月20日

秋田県知事　鈴　木　健　太

名　　称	所　在　地	サービスの種類	廃止年月日
ファーマックスみちかわ薬局	由利本荘市岩城内道川井戸ノ沢22番地１	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	令和８年９月30日

秋田県告示第５８７号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の２第５項において準用する同法第50条の２の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の再開の届出があったので、同法第55条の３第２号の規定に基づき、告示する。

令和８年11月20日

秋田県知事　鈴　木　健　太

名　　称	所　在　地	サービスの種類	再開年月日
こまち訪問介護事業所	大仙市戸地谷字川前316番地17	訪問介護	令和８年８月１日

秋田県告示第５８８号

漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第１項の農林水産省令で定める漁業及び秋田県漁業調整規則（令和２年秋田県規則第62号）第４条第１項で定める漁業について、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第１項並びに同規則第11条第１項及び第２項の規定による制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めて公示する。

令和８年11月20日

秋田県知事　鈴　木　健　太

１　制限措置の内容

（１）小型機船底びき網漁業

漁業種類の名称	水産動植物の種類	漁具の種類その他漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
その他の小型機船底びき網漁業	自家用釣餌料えび	網口開口板を使用した小型機船底びき網	別記１	毎年６月１日から同年12月20日まで	定めなし	５トン未満	11	次の全てに該当する者であること。 １　秋田県に住所を有し、秋田県に漁船登録を有する船舶の所有者又は使用者 ２　男鹿市野石、五里合、北浦、畠又は戸賀に漁業根拠地を有する者
							2	次の全てに該当する者であること。 １　秋田県に住所を有し、秋田県に漁船登録を有する船舶の所有者又は使用者 ２　男鹿市船川港に漁業根拠地を有する者
							7	次の全てに該当する者であること。 １　秋田県に住所を有し、秋田県に漁船登録を有する船舶の所有者又は使用者 ２　男鹿市脇本、船越、潟上市天王又は秋田市に漁業根拠地を有する者

（２）かご漁業

漁業種類の名称	水産動植物の種類	漁具の種類その他漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
えびつぶかご漁業	えび及びつぶ	かご	別記２	別記３	定めなし	定めなし	2	次の全てに該当する者であること。 １　秋田県に住所を有し、秋田県に漁船登録を有する船舶の所有者又は使用者

								2　男鹿市船川港に漁業根拠地を有する者
							1	次の全てに該当する者であること。 1　秋田県に住所を有し、秋田県に漁船登録を有する船舶の所有者又は使用者 2　由利本荘市又はにかほ市に漁業根拠地を有する者
べにずわいがにかご漁業	べにずわいがに	かご	別記４	毎年３月１日から同年12月31日まで	定めなし	150トン未満	3	次の全てに該当する者であること。 1　秋田県に住所を有し、秋田県に漁船登録を有する船舶の所有者又は使用者 2　男鹿市船川港に漁業根拠地を有する者

（３）ごち網漁業

漁業種類の名称	水産動植物の種類	漁具の種類その他漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
ごち網漁業	たい	ごち網	別記５	別記６	定めなし	５トン未満	1	次の全てに該当する者であること。 1　秋田県に住所を有し、秋田県に漁船登録を有する船舶の所有者又は使用者 2　男鹿市船川港、脇本又は船越に漁業根拠地を有する者
							1	次の全てに該当する者であること。 1　秋田県に住所を有し、秋田県に漁船登録を有する船舶の所有者又は使用者 2　秋田市に漁業根拠地を有する者
							9	1　秋田県に住所を有し、秋田県に漁船登録を有する船舶の所有者又は使用者 2　由利本荘市又はにかほ市に漁業根拠地を有する者
				毎年７月１日から同年８月31日まで			1	次の全てに該当する者であること。 1　秋田県に住所を有し、秋田県に漁船登録を有す

								る船舶の所有者又は使用者 ２　潟上市天王に漁業根拠地を有する者

（４）刺し網漁業

漁業種類の名称	水産動植物の種類	漁具の種類その他漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
あまだい漕刺し網漁業	あまだい	漕刺し網	別記７	別記８	定めなし	５トン未満	5	秋田県に住所を有し、八峰町、能代市又は三種町に漁業根拠地を有する者
							14	秋田県に住所を有し、男鹿市野石、五里合、北浦、畠又は戸賀に漁業根拠地を有する者
							4	秋田県に住所を有し、男鹿市船川港、脇本又は船越に漁業根拠地を有する者
							3	秋田県に住所を有し、潟上市天王又は秋田市に漁業根拠地を有する者
							12	秋田県に住所を有し、由利本荘市又はにかほ市に漁業根拠地を有する者
きす漕刺し網漁業	しろぎす	漕刺し網	別記９	毎年５月１日から同年12月31日まで	定めなし	５トン未満	4	秋田県に住所を有し、八峰町、能代市又は三種町に漁業根拠地を有する者
							3	秋田県に住所を有し、男鹿市野石、五里合、北浦、畠又は戸賀に漁業根拠地を有する者
							3	秋田県に住所を有し、潟上市天王に漁業根拠地を有する者
							5	秋田県に住所を有し、秋田市に漁業根拠地を有する者
							8	秋田県に住所を有し、由利本荘市又はにかほ市に漁業根拠地を有する者

（５）固定式刺し網漁業

漁業種類の名称	水産動植物の種類	漁具の種類その他漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
たら刺し網漁業	たら	固定式刺し網	別記10	別記11	定めなし	10トン未満	2	秋田県に住所を有し、八峰町、能代市又は三種町に漁業根拠地を有する者
							16	秋田県に住所を有し、男鹿市野石、五里合、北浦、

								畠又は戸賀に漁業根拠地を有する者
あかてり刺し網漁業	あかてり	固定式刺し網	別記12	別記13	定めなし	10トン未満	8	秋田県に住所を有し、八峰町、能代市又は三種町に漁業根拠地を有する者
							6	秋田県に住所を有し、男鹿市船川港、脇本又は船越に漁業根拠地を有する者
							4	秋田県に住所を有し、由利本荘市又はにかほ市に漁業根拠地を有する者
ひらめ刺し網漁業	ひらめ	固定式刺し網	別記14	別記15	定めなし	10トン未満	4	秋田県に住所を有し、八峰町、能代市又は三種町に漁業根拠地を有する者
							25	秋田県に住所を有し、男鹿市野石、五里合、北浦、畠又は戸賀に漁業根拠地を有する者
							4	秋田県に住所を有し、男鹿市船川港、脇本又は船越に漁業根拠地を有する者
							18	秋田県に住所を有し、由利本荘市又はにかほ市に漁業根拠地を有する者
かれい刺し網漁業	かれい	固定式刺し網	別記16	毎年２月１日から同年６月30日まで	定めなし	10トン未満	5	秋田県に住所を有し、八峰町、能代市又は三種町に漁業根拠地を有する者
							28	秋田県に住所を有し、男鹿市野石、五里合、北浦、畠又は戸賀に漁業根拠地を有する者
							23	秋田県に住所を有し、由利本荘市又はにかほ市に漁業根拠地を有する者
いしがれい刺し網漁業	いしがれい	固定式刺し網	別記17	毎年２月１日から同年６月30日まで	定めなし	５トン未満	17	秋田県に住所を有し、潟上市天王又は秋田市下新城に漁業根拠地を有する者
固定式刺し網漁業		固定式刺し網	別記18	毎年１月15日から同年11月15日まで（くるまえびの採捕を目的とする場合は毎年６月１日から同年11月15日まで）	定めなし	５トン未満	18	秋田県に住所を有し、男鹿市船川港、脇本又は船越に漁業根拠地を有する者
あかがれい刺し網漁業	あかがれい	固定式刺し網	別記19	毎年２月１日から	定めなし	10トン未満	3	秋田県に住所を有し、由利本荘市又はにかほ市に漁

				同年４月30日まで				業根拠地を有する者
あんこう刺し網漁業	あんこう	固定式刺し網	別記20	毎年12月15日から翌年１月31日まで	定めなし	10トン未満	6	秋田県に住所を有し、男鹿市野石、五里合、北浦、畠又は戸賀に漁業根拠地を有する者

（６）建網漁業

漁業種類の名称	水産動植物の種類	漁具の種類その他漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
建網漁業		建網	別記21	毎年１月１日から同年12月31日まで	定めなし	10トン未満	4	秋田県に住所を有し、潟上市天王又は秋田市下新城に漁業根拠地を有する者
底建網漁業		底建網	別記22	毎年11月１日から翌年８月31日まで	定めなし	15トン未満	7	秋田県に住所を有し、由利本荘市又はにかほ市に漁業根拠地を有する者

（７）たこつぼ漁業

漁業種類の名称	水産動植物の種類	漁具の種類その他漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
たこつぼ漁業	たこ	たこつぼ（たこ箱を含む。）	別記23	別記24	定めなし	10トン未満	3	秋田県に住所を有し、由利本荘市又はにかほ市に漁業根拠地を有する者
							2	秋田県に住所を有し、男鹿市野石、五里合、北浦、畠又は戸賀に漁業根拠地を有する者

（８）あわび漁業

漁業種類の名称	水産動植物の種類	漁具の種類その他漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
あわび漁業	あわび	潜水（素潜り又は簡易潜水器を用いる方法に限る。）又は磯見	秋田市沿岸	毎年７月１日から同年８月31日まで	定めなし	定めなし	2	秋田県に住所を有し、男鹿市船川港、脇本又は船越に漁業根拠地を有する者
							6	秋田県に住所を有し、秋田市に漁業根拠地を有する者

（９）なまこ漁業

漁業種類の名称	水産動植物の種類	漁具の種類その他漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
なまこ漁業	なまこ	潜水（素	能代市沿	毎年１月	定めな	定めな	8	秋田県に住所を有し、八

		潜り又は簡易潜水器を用いる方法に限る。）又は磯見	岸	１日から同年４月30日まで及び毎年７月１日から同年８月31日まで	し	し		峰町又は能代市に漁業根拠地を有する者
			男鹿市船川港沿岸				8	秋田県に住所を有し、男鹿市船川港に漁業根拠地を有する者
			秋田市沿岸				1	秋田県に住所を有し、男鹿市船川港、脇本又は船越に漁業根拠地を有する者
							6	秋田県に住所を有し、秋田市に漁業根拠地を有する者

(10)試験操業

漁業種類の名称	水産動植物の種類	漁具の種類その他漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
えびつぶかご漁業	えび及びつぶ	かご	別記25	令和９年４月１日から同年12月31日まで	定めなし	定めなし	2	秋田県に住所を有し、八峰町に漁業根拠地を有する者
かご漁業		かご	別記26	令和９年９月１日から同年12月31日まで	定めなし	定めなし	4	秋田県に住所を有し、男鹿市に漁業根拠地を有する者
かご漁業		かご	別記27	令和９年４月１日から同年12月31日まで	定めなし	定めなし	17	秋田県に住所を有し、潟上市天王又は秋田市に漁業根拠地を有する者
ひらめ刺し網漁業	ひらめ	固定式刺し網	別記28	令和９年７月１日同年８月31日まで	定めなし	定めなし	4	秋田県に住所を有し、由利本荘市又はにかほ市に漁業根拠地を有する者
あかがれい刺し網漁業	あかがれい	固定式刺し網	別記29	令和９年１月１日から同年２月28日まで	定めなし	定めなし	2	秋田県に住所を有し、男鹿市に漁業根拠地を有する者
たこつぼ漁業	たこ	たこつぼ（たこ箱を含む。）	別記30	令和９年４月１日から同年６月30日まで	定めなし	定めなし	2	秋田県に住所を有し、八峰町に漁業根拠地を有する者

２　許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和８年11月20日（金）から同年12月18日（金）まで

３　その他

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和11年12月31日まで、起業の認可の有効期間は、認可の日から10か月を経過した日までとする。

別記１　（１）　男鹿北部地区（男鹿市野石、五里合、北浦、畠及び戸賀をいう。以下同じ。）に漁業根拠地を有する者にあっては、次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

ア　北緯40度03分07秒、東経139度52分11秒
イ　北緯40度03分27秒、東経139度50分10秒
ウ　北緯40度01分17秒、東経139度48分12秒
エ　北緯40度00分00秒、東経139度48分28秒

（２）　男鹿市船川港に漁業根拠地を有する者にあっては、次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域
ア　北緯39度50分02秒、東経139度54分30秒
イ　北緯39度49分48秒、東経139度50分04秒
ウ　北緯39度48分35秒、東経139度50分48秒
エ　北緯39度47分45秒、東経139度56分42秒

（３）　男鹿市脇本、船越、潟上市天王又は秋田市に漁業根拠地を有する者にあっては、次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域
ア　北緯39度47分54秒、東経139度58分14秒
イ　北緯39度47分46秒、東経139度56分34秒
ウ　北緯39度43分38秒、東経139度58分33秒
エ　北緯39度43分51秒、東経140度00分17秒

別記２　（１）　男鹿市船川港に漁業根拠地を有する者にあっては、北緯39度30分12秒から北緯40度06分40秒の間の水深200メートル以深の秋田県沖合海域及び最上堆北部の水深200メートル以深の海域。ただし、毎年７月１日から同年８月15日までの期間にあっては、北緯39度30分12秒から北緯40度09分の間の水深200メートル以深の秋田県沖合海域及び最上堆北部の水深200メートル以深の海域

（２）　県南部地区（由利本荘市及びにかほ市をいう。以下同じ。）に漁業根拠地を有する者にあっては、北緯39度40分37秒以南の秋田県沖合海域。ただし、最上堆北部を除く。

別記３　（１）　男鹿市船川港に漁業根拠地を有する者にあっては、毎年３月１日から同年11月30日まで。ただし、最上堆北部においては、毎年５月１日から同年10月31日まで

（２）　県南部地区に漁業根拠地を有する者にあっては、毎年７月１日から同年８月31日まで

別記４　北緯41度20分09秒東経137度59分48秒の点、北緯40度30分09秒東経137度59分48秒の点、北緯37度30分10秒東経134度59分50秒の点及び北緯37度30分10秒東経133度59分50秒の点を順次結んだ線以東の海域のうち、水深800メートル以深の秋田県沖合海域。ただし、毎年３月10日から同年５月31日までの期間にあっては、青森県艫作崎灯台中心点から270度20海里の点、秋田県入道崎灯台中心点から270度20海里の点、山形県飛島灯台中心点から315度５海里の点及び新潟県粟島灯台中心点から315度10海里の点を順次に結んだ線以東の水深800メートル以深の秋田県沖合海域

別記５　（１）　潟上市天王に漁業根拠地を有する者にあっては、雄物川河口中央から270度の線と入道崎灯台中心点から270度の線間の水深30メートルから80メートルまでの秋田県沖合海域

（２）　潟上市天王以外に漁業根拠地を有する者にあっては、水深30メートルから80メートルまで（毎年10月１日から同年12月31日までの期間においては、水深30メートルから100メートルまで）の秋田県沖合海域。ただし、次のア、イ、ウ及びエの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた海域を除く。
ア　男鹿市北浦港第１防波堤灯台中心点
イ　アの点から27度45分5,600メートルの点
ウ　エの点から286度30分の線と水深30メートル等深線との交点
エ　男鹿市野石五明光山頂

別記６　（１）　次のア及びイの点を結んだ線とイの点から０度の線からなる線以東の海域においては、毎年５月15日から同年12月31日まで
ア　男鹿市北浦港第１防波堤灯台中心点
イ　アの点から27度45分４海里の点

（２）　森山山頂から242度の線以北の海域のうち（１）の海域を除く海域においては、毎年７月１日から同年12月31日まで

（３）　森山山頂から242度の線以南の海域においては、毎年５月15日から同年12月31日まで

別記７　最大高潮時海岸線から1,500メートル以遠の水深70メートルから100メートルまでの秋田県沖合海域（この海域が最大高潮時海岸線から1.5海里の線に達しない場合は、水深70メートル以深の最大高潮時海岸線から1.5海里までの秋田県沖合海域）

別記８　毎年５月１日から同年10月31日まで。ただし、由利本荘市西目とにかほ市平沢との境に設置した標柱から270度の線とにかほ市金浦と同市象潟との境に設置した標柱から270度の線の両線間における海域においては、毎年６月１日から同年11月30日まで

別記９　（１）　共同漁業権漁場及び漁業権消滅区域を除く、最大高潮時海岸線から４海里以内の秋田県沖合海域
（２）　漁業を営む者の所属する漁業協同組合が免許を受け、かつ関係地区となっている共同漁業権漁場のうち地先海面。ただし、地先間で入会を認めた場合は、この限りではない。

別記10　（１）　県北部地区（八峰町、能代市及び三種町をいう。以下同じ。）に漁業根拠地を有する者にあっては、次のア及びイの海域
ア　米代川河口中央から270度の線と北緯40度14分00秒東経139度39分48秒の点と北緯40度14分56秒東経139度34分48秒の点を結ぶ線間の水深180メートル以深の海域
イ　北緯40度21分42秒東経139度49分48秒の点と北緯40度19分34秒東経139度34分48秒00秒の点を結ぶ線以北の水深180メートル以深の秋田県沖合海域。ただし、次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(ア)の各点を順次結んだ直線に囲まれた海域のうち水深200メートル以浅の海域を除く。
(ア)　チゴキ崎灯台から264度、15.4海里の点
(イ)　チゴキ崎灯台から266度、12.8海里の点
(ウ)　チゴキ崎灯台から250度、12.9海里の点
(エ)　チゴキ崎灯台から253度、16.0海里の点
（２）　男鹿北部地区に漁業根拠地を有する者にあっては、次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた海域
ア　入道崎灯台中心点
イ　アから10度４海里の点
ウ　エから０度６海里の点
エ　北浦港第１防波堤灯台中心点

別記11　（１）　県北部地区に漁業根拠地を有する者にあっては、毎年２月１日から同年３月31日まで
（２）　男鹿北部地区に漁業根拠地を有する者にあっては、毎年１月１日から同年３月31日まで

別記12　（１）　県北部地区に漁業根拠地を有する者にあっては、米代川河口中央から270度の線以北の秋田県沖合海域。ただし、次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線に囲まれた海域のうち水深200メートル以浅の海域を除く。
ア　チゴキ崎灯台から264度、15.4海里の点
イ　チゴキ崎灯台から266度、12.8海里の点
ウ　チゴキ崎灯台から250度、12.9海里の点
エ　チゴキ崎灯台から253度、16.0海里の点
（２）　男鹿南部地区（男鹿市船川港、脇本又は船越をいう。以下同じ。）に漁業根拠地を有する者にあっては、雄物川河口中央から237度の線と米代川河口中央から270度の線間の海域
（３）　県南部地区に漁業根拠地を有する者にあっては、北緯39度17分37秒東経139度39分48秒の点と北緯39度19分32秒東経139度29分48秒の点を結んだ線以南の海域で飛島灯台中心点から半径３海里以遠の白瀬礁海域であり、かつ水深300メートル以浅の秋田県沖合海域

別記13　（１）　県北部地区に漁業根拠地を有する者にあっては、毎年２月１日から同年６月30日まで
（２）　男鹿南部地区に漁業根拠地を有する者にあっては、毎年１月１日から同年12月31日まで（毎年７月１日から同年８月31日までの期間を除く。）
（３）　県南部地区に漁業根拠地を有する者にあっては、毎年７月１日から同年８月31日まで

別記14　（１）　県北部地区に漁業根拠地を有する者にあっては、北緯40度24分02秒東経139度49分48秒の点と北緯40度26分22秒東経139度36分48秒の点を結んだ線と北緯40度19分10秒東経139度49分48秒の点と北緯40度21分31秒東経139度36分48秒の点を結んだ線の線間の水深100メートルから180メートルまで（テリ場の瀬の陸側にあっては、水深60メートルから80メートルまで）の秋田県沖合海域。ただし、次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線に囲まれた海域のうち水深200メートル以浅の海域を除く。
ア　チゴキ崎灯台から264度、15.4海里の点
イ　チゴキ崎灯台から266度、12.8海里の点
ウ　チゴキ崎灯台から250度、12.9海里の点
エ　チゴキ崎灯台から253度、16.0海里の点
（２）　男鹿北部地区に漁業根拠地を有する者にあっては、入道崎灯台中心点から270度の線と米代川河口中央から270度の線間の海域
（３）　男鹿南部地区に漁業根拠地を有する者にあっては、松ケ崎灯台中心点から270度の線と、入道崎灯台中心点から270度の線間の水深100メートルから180メートルまでの海域
（４）　県南部地区に漁業根拠地を有する者にあっては、松ケ崎灯台中心点から270度の線以南で最大高潮時海岸線から４海里以遠の水深120メートルから180メートルまでの秋田県沖合海域

別記15　（１）　県北部地区に漁業根拠地を有する者で、５トン未満の船舶により許可又は起業の認可を受ける場合は毎年２月１日から同年６月30日まで、５トン以上10トン未満の船舶により許可又は起業の認可を受ける場合は毎年２月１日から同年３月31日まで

（２）　男鹿北部地区及び男鹿南部地区に漁業根拠地を有する者にあっては、毎年３月１日から同年６月30日まで

（３）　県南部地区に漁業根拠地を有する者にあっては、毎年４月１日から同年６月30日まで

別記16　共同漁業権漁場及び漁業権消滅区域を除く、最大高潮時海岸線から４海里以内の水深200メートル以浅の秋田県沖合海域

別記17　男鹿市脇本と同市船越との境に設置した標柱から201度21分の線と秋田市下新城と同市飯島との境に設置した標柱から262度25分の線間の共同漁業権漁場及び漁業権消滅区域を除く、最大高潮時海岸線から４海里以内の海域

別記18　共同漁業権漁場及び漁業権消滅区域を除く、次の秋田県沖合海域

（１）　男鹿市船川港地区に漁業根拠地を有する者にあっては、男鹿市戸賀字加茂と男鹿市船川港本山門前との境に設置した標柱から224度31分の線と船越水道河口中央から180度の線間の最大高潮時海岸線から４海里以内の海域及び東経139度55分28秒の線と東経139度57分00秒の線間における最大高潮時海岸線から４海里以遠の海域のうち、北緯39度47分10秒の線以北の海域

（２）　男鹿市脇本又は船越に漁業根拠地を有する者にあっては、船川赤根南方灯浮標から180度の線と船越水道河口中央から180度の線間の最大高潮時海岸線から４海里以内の海域

別記19　北緯39度13分48秒の線以南の水深150メートルから350メートルまでの秋田県沖合海域

別記20　北浦港第１防波堤灯台中心点から０度の線と入道崎灯台中心点から270度の線間における共同漁業権漁場を除く最大高潮時海岸線から４海里以内の水深200メートルまでの海域

別記21　男鹿市船越字一向旧馬場目川河口中央から219度21分の線と秋田市下新城と同市飯島との境界から262度25分の線間の水深27メートル以浅の秋田県沖合海域

別記22　北緯39度23分59秒の線以南の共同漁業権漁場及び漁業権消滅区域を除く、最大高潮時海岸線から４海里以内の秋田県沖合海域。ただし、北緯39度13分48秒の線と北緯39度16分48秒の線間においては、水深90メートルまでの海域

別記23　（１）　男鹿北部地区に漁業根拠地を有する者にあっては、最大高潮時海岸線から４海里以内の男鹿市戸賀加茂青砂と同市船川港本山門前との境に設置した標柱から224度31分の線以北の区域における水深100メートルから200メートルまでの海域

（２）　県南部地区に漁業根拠地を有する者にあっては、水深150メートルから280メートルまでの秋田県沖合海域

別記24　（１）　男鹿北部地区に漁業根拠地を有する者にあっては、毎年６月１日から同年８月31日まで

（２）　県南部地区に漁業根拠地を有する者にあっては、毎年６月１日から同年９月30日まで

別記25　北緯40度09分以北の水深200メートル以深の秋田県沖合海域

別記26　男鹿市北浦港第１防波堤灯台中心点から０度の線と同市北浦入道崎と同市戸賀との境に設置した標柱から247度21分の線間における共同漁業権漁場を除く最大高潮時海岸線から４海里以内の水深200メートルまでの海域

別記27　男鹿市脇本と同市船越との境に設置した標柱から201度21分の線と秋田市下新城と同市飯島との境に設置した標柱から262度25分の線間の共同漁業権漁場及び漁業権消滅区域を除く最大高潮時海岸線から４海里以内の海域

別記28　松ケ崎灯台中心点から270度の線以南で最大高潮時海岸線から４海里以遠の水深120メートルから180メートルまでの秋田県沖合海域

別記29　男鹿市北浦港第１防波堤灯台中心点から０度の線と同市北浦入道崎と同市戸賀との境に設置した標柱から247度21分の線間における共同漁業権漁場を除く最大高潮時海岸線から４海里以内の水深300メートルまでの海域

別記30　北緯40度09分以北の共同漁業権漁場及び漁業権消滅区域を除く最大高潮時海岸線から４海里以内の水深200メートル以浅の秋田県沖合海域

秋田県告示第５８９号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用又は使用の手続開始の申立てがあったので、同法第34条の３の規定に基づき告示する。

令和８年11月20日

秋田県知事　鈴　木　健　太

１　起業者の名称

国土交通大臣

２　事業の種類

一級河川子吉川水系鳥海ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事

３　手続を開始する土地

（１）　収用の手続きを開始する土地

由利本荘市鳥海町百宅字前沢山、字野添、字梵天平、字下向、字高野台、字遠上山、字遠上、字中田代及び中田代山国有林地内

（２）　使用の手続きを開始する土地

なし

４　土地収用法第34条の４第２項の規定による図面の縦覧場所

由利本荘市役所

秋田県告示第５９０号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、公告する。

令和８年11月20日

秋田県知事　鈴　木　健　太

１（１）　処分をした年月日
令和８年10月５日
（２）　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社栄工務店
秋田市上北手猿田字堤ノ沢１番地５
代表取締役　諸　岡　直　人
秋田県知事許可（般－４）第10739号
（３）　処分の内容
とび・土工工事業に係る一般建設業許可の取消し
（４）　処分の原因となった事実
令和８年10月１日付けでとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第１項第５号に該当する。

２（１）　処分をした年月日
令和８年10月26日
（２）　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社足利工務店
秋田市河辺和田字岡村239番地
代表取締役　足　利　　健
秋田県知事許可（特－７）第7496号
（３）　処分の内容
造園工事業に係る特定建設業許可の取消し
（４）　処分の原因となった事実
令和８年10月22日付けで造園工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第１項第５号に該当する。

３（１）　処分をした年月日
令和８年11月４日
（２）　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社足利工務店
秋田市河辺和田字岡村239番地
代表取締役　足　利　　健
秋田県知事許可（特－７）第7496号
（３）　処分の内容
管工事業に係る特定建設業許可の取消し
（４）　処分の原因となった事実
令和８年10月29日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第１項第５号に該当する。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第12条の規定に基づき、公示する。

令和８年11月20日

秋田県知事　鈴　木　健　太

１　落札に係る物品の名称及び購入予定数量
　凍結抑制剤（固形剤散布用塩）500キログラム詰袋入（単価契約）　3,084トン
２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　秋田県北秋田地域振興局総務企画部　北秋田市鷹巣字東中岱76番地１
３　落札者を決定した日
　令和８年11月４日
４　落札者の名称及び住所
　ディクサス株式会社　秋田市飯島字穀丁大谷地１番地19
５　落札金額（500キログラム詰１袋当たりの単価）
　24,475円
６　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
７　一般競争入札の公告を行った日
　令和８年９月15日

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第12条の規定に基づき、公示する。

令和８年11月20日

秋田県知事　鈴　木　健　太

１　落札に係る物品の名称及び購入予定数量
　凍結抑制剤（固形剤散布用塩）500キログラム詰袋入（単価契約）　4,497トン
２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　秋田県仙北地域振興局総務企画部　大仙市大曲上栄町13番62号
３　落札者を決定した日
　令和８年11月９日
４　落札者の名称及び住所
　ゴシン株式会社　大仙市戸地谷字大和田398番地１
５　落札金額（500キログラム詰１袋当たりの単価）
　24,640円
６　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
７　一般競争入札の公告を行った日
　令和８年９月25日